

新型コロナ特例貸付の R3. 3 月末までの受付期間延長に関する Q & A

R2. 12. 11

高知県社協 福祉資金課

【総合支援資金の特例貸付の 3 ヶ月を超える貸付（延長貸付）について】

Q 1. 総合支援資金の延長貸付の申込期限はいつか。

A 1. 令和 3 年 6 月 3 0 日（水）までとなる（全社協通知による）。

Q 2. 総合支援資金の延長貸付の対象者はどうなるか。

A 2. 対象者の要件については、これまでと大きな変更はない。つまり、①初回貸付期間の 3 月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であり、②生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける世帯である。

ただし、③総合支援資金の特例貸付の初回貸付を令和 3 年 3 月末までに申請した方が対象となるため、総合支援資金の延長貸付については、対象者が従来よりも拡大された。

Q 3. 総合支援資金の延長貸付の手続きはどうなるか。

A 3. 大きな取扱いの変更はないため、これまで同様、総合支援資金の 3 月目においてなお生活困窮している方が自立相談支援機関に相談を行い、自立相談支援機関において支援決定されたことを確認のうえ、延長貸付の申込みを行うこととなる。

そのため、特例貸付の新規受付は令和 3 年 3 月末で終了するが、延長貸付の受付については、令和 3 年 6 月末まで継続することとなる。

Q 4. 総合支援資金で既に延長貸付を行っているケースの再延長はできないか。

A 4. 再延長はできない。延長は 1 回限り（初回 3 ヶ月＋延長 3 ヶ月）である。

Q 5. 総合支援資金の延長貸付について、前回同様、案内をするのか。

A 5. これまで同様に、県社協から、直接、借受人あてに下記の予定で案内する。

対象者	当初貸付月	通知時期（予定）
10/30 までに初回着金している方	10 月、11 月、12 月	通知済
11/30 までに初回着金している方	11 月、12 月、1 月	1/18 頃
12/28 までに初回着金している方	12 月、1 月、2 月	2/16 頃
1/29 までに初回着金している方	1 月、2 月、3 月	3/16 頃
2/26 までに初回着金している方	2 月、3 月、4 月	4/16 頃
3/31 までに初回着金している方	3 月、4 月、5 月	5/17 頃
3/31 までに初回の申込をしたが、着金は 4 月以降となった方(3/29～3/31 に申込)	4 月、5 月、6 月	6/4 頃

Q 6. 総合支援資金の延長貸付における送金日（着金）はいつか。

A 6. これまで同様、月の 25 日とする。

Q 7. 総合支援資金の送金日と、延長申込日（締切）はどうなるか。

A 7. これまで同様に、別紙「総合支援資金特例貸付の延長貸付の送金日と申込の時期について」により、借受人に周知するので、ご留意をお願いしたい。

【その他】

Q 8. 先般、11/30 付けの県社協 Q & A で、受付終了 1 ヶ月前の対応として、当初より総合支援資金の申込を行うことができることの案内について示されたが、3 月末まで受付期間が延長されたことにより、この取扱いはどうなるか。

A 8. 従来 of 取扱いに戻していただきたい。すなわち、原則として、まず、緊急小口資金により対応し、なお、困窮状態が継続する場合に、総合支援資金の案内を行うこととし、緊急小口資金と総合支援資金とを重ねて貸付する場合は、緊急小口資金の貸付から概ね 1 ヶ月の期間が経過していることを目安としていただきたい。